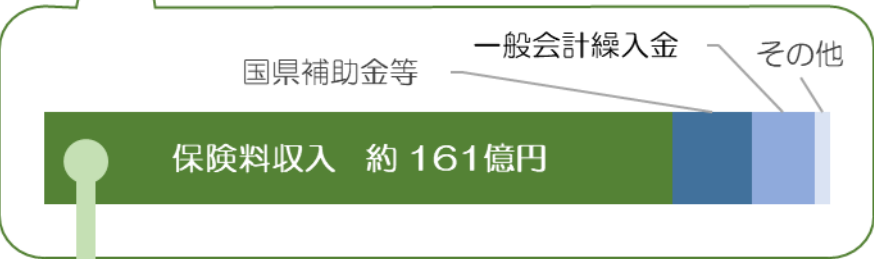
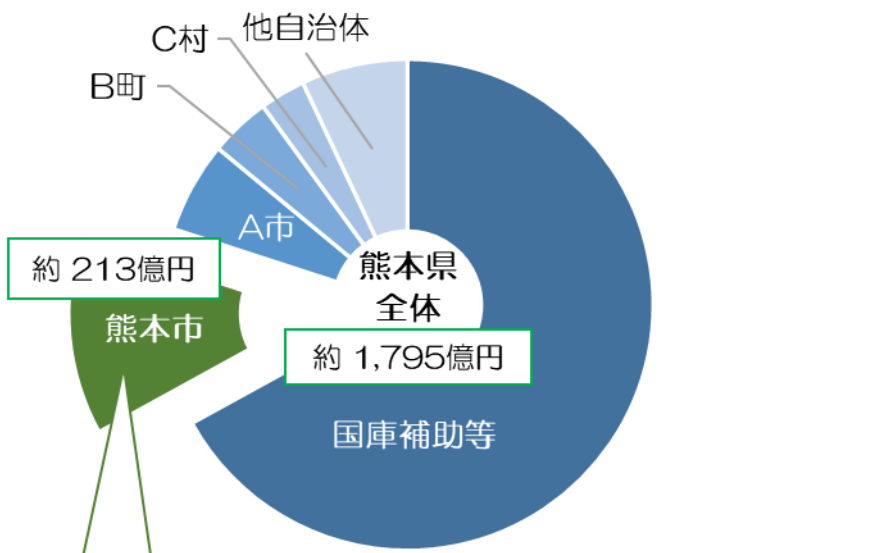


# ■ 令和4年度 国民健康保険料率等について（諮問）

〔熊本市国民健康保険運営協議会 諮問事項説明資料〕

# ◆ 保険料算定の仕組み



- 所得割 前年の所得に応じて負担
- 均等割 世帯の人数に応じて負担
- 平等割 一世帯ごとに負担

## (熊本) 県の算定 (標準保険料)

- ◎ 国の法令改正や、診療報酬改定、補助交付金等のルール改正に基づき、県が次年度の県全体の保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の必要額を算定。
- ◎ 被保険者数や、これまでの収納率、所得などに応じて各自治体に納付金を割り当て。



## 市の算定

- ◎ 市独自の一般会計繰入金のほか、県が見込んだ収納率や所得などに、市の事情（市独自の減免など）を加味したうえで、必要な保険料を算定。
- ◎ 熊本市国民健康保険運営協議会に諮問する。
- ◎ 2月議会に条例改正案として上程する。

# ◆ 県全体の概要（県算定 標準保険料）

## 県が算定した県全体の保険料の前年度との比較

【表①】 被保険者数・一人当たり保険給付費等・一人当たり保険料

	令和3年度	令和4年度	令和4-令和3	伸び率	
① 被保険者数（一般・県全体）	397,264 人	386,023 人	▲ 11,241人	▲2.8%	
②	(1) 県全体 一人当たり 保険給付費	374,832円	382,041円	+7,209 円	+1.9%
	(2) 県全体 一人当たり 後期高齢者支援金等	59,989円	60,294円	+305 円	+0.5%
	(3) 県全体 一人当たり 介護納付金	22,964円	22,709円	▲ 255 円	▲1.1%
③	県全体 一人当たり保険料	107,837円	108,310円	+473 円	+0.4%
	(1) 医療分	72,890円	73,652円	+762 円	+1.0%
	(2) 後期高齢者支援金等分	24,971円	24,363円	▲ 608 円	▲2.4%
	(3) 介護納付金分	9,976円	10,295円	+319 円	+3.2%

〔参考①〕 県内の「市」の一人あたり保険料 (単位 円)

順位	自治体	令和3年度	令和4年度	令和4-令和3
1	玉名市	117,306	119,506	+2,200
2	阿蘇市	117,650	118,952	+1,302
3	宇城市	113,706	118,143	+4,437
4	合志市	112,160	113,820	+1,660
5	八代市	111,694	113,492	+1,798
6	熊本市	113,569	112,186	▲ 1,383
県平均		107,837	108,310	+473
7	菊池市	106,816	108,265	+1,449
8	上天草市	103,219	106,242	+3,023
9	山鹿市	103,548	104,876	+1,328
10	宇土市	95,139	96,665	+1,526
11	人吉市	103,077	96,078	▲ 6,999
12	荒尾市	93,689	94,798	+1,109
13	天草市	88,644	89,780	+1,136
14	水俣市	67,550	70,050	+2,500

### ◆ 主なポイント

- ① 被保険者数の大幅減  
団塊の世代の後期高齢者入りに伴い、過去にない大幅な減少
- ② 一人当たり保険給付費等の大幅な増額  
被保険者数の大幅減に伴う保険給付費の増などにより、大幅な増額
- ③ 一人当たり保険料の増額  
国県補助金等により抑えられたものの、保険料も増額

〔参考②〕 令和4年度保険料の県内最大と最小自治体

	自治体	令和4年度
最大	あさぎり町	131,616
最小	津奈木町	63,152

# ◆ 県算定の概要（本市の標準保険料率）

## 本市の標準保険料率・算定基礎・県全体との比較

【表②】 県算定の本市標準保険料率

県算定 本市標準保険料率		令和3年度	令和4年度	差
医療分	所得割	8.63%	8.39%	▲0.24%
	均等割	28,938円	28,941円	+3円
	平等割	20,740円	20,026円	▲714円
後期高齢者支援分	所得割	2.86%	2.77%	▲0.09%
	均等割	9,636円	9,485円	▲151円
	平等割	6,906円	6,563円	▲343円
介護納付分	所得割	3.12%	2.98%	▲0.14%
	均等割	20,173円	19,247円	▲926円

【表③】 県算定の本市一人当たりの保険料

県算定	令和3年度 (年額)	令和4年度 (年額)	令和4-令和3 (年額)
熊本市 一人当たり保険料 (法定外繰入算入なし)	113,569円	112,186円	▲1,383円
医療分	77,416円	76,340円	▲1,076円
後期高齢者支援金等分	25,716円	25,009円	▲707円
介護納付金分	10,437円	10,837円	+400円

【表④】 県算定の本市標準保険料の基礎数値

県算定の基礎数値		令和3年度	令和4年度	差
医療分	被保険者数	149,626人	143,764人	▲5,862人
	所得総額	737.5億円	731.0億円	▲6.5億円
	一人当たり 所得額	492,908円	508,481円	+15,573円
後期高齢者支援分	被保険者数	149,626人	143,764人	▲5,862人
	所得総額	741.4億円	724.7億円	▲16.7億円
	一人当たり 所得額	495,527円	504,099円	+8,572円
介護納付分	被保険者数	47,361人	46,055人	▲1,306人
	所得総額	304.4億円	291.5億円	▲12.9億円
	一人当たり 所得額	642,710円	632,906円	▲9,804円

【参考③（再掲）】 県算定の県全体の一人当たり保険料

【参考・再掲】 県全体	令和3年度 (年額)	令和4年度 (年額)	令和4-令和3 (年額)
熊本県 一人当たり保険料	107,837円	108,310円	+473円
医療分	72,890円	73,652円	+762円
後期高齢者支援金等分	24,971円	24,363円	▲608円
介護納付金分	9,976円	10,295円	+319円

◎【表②】のとおり、県算定では、医療分・後期分・介護分とも下がるように見えるが、介護分は計算上、医療分等の被保険者数で除するため、一人当たり保険料は増額となる（【表③】参照）

◎県全体で45自治体中8自治体のみ前年度より一人当たり保険料が下がったが、本市の場合は、医療分の減が大きな要因で、令和2年度の受診控えが大きな影響を及ぼしたものとみられる。

# ◆ 市算定の概要（県算定との比較）

## 県算定と市算定の一人当たり保険料の比較

県 算 定	令和3年度 (年額)	令和4年度 (年額)	令和4-令和3 (年額)
熊本市 一人当たり保険料 (法定外繰入算入なし)	113,569 円	112,186 円	▲ 1,383 円
医療分	77,416 円	76,340 円	▲ 1,076 円
後期高齢者支援金等分	25,716 円	25,009 円	▲ 707 円
介護納付金分	10,437 円	10,837 円	+400 円

◎県算定では、令和4年度の熊本市の一人当たり保険料は、県全体の平均増額：+473円（P.2参照）に対し、減額となり▲1,383円。県内の自治体では、5番目に高い減額幅となった（P.2参照）。

◎内訳では、介護納付金分のみ増額。後期2割負担分や令和2年度の受診控えの影響が大きい。

市 算 定	令和3年度 (年額)	令和4年度 (年額)	令和4-令和3 (年額)
熊本市 一人当たり保険料 (法定外繰入算入あり)	110,763 円	109,751 円	▲ 1,012 円
医療分	75,503 円	74,683 円	▲ 820 円
後期高齢者支援金等分	25,081 円	24,466 円	▲ 615 円
介護納付金分	10,179 円	10,602 円	+423 円

◎市算定でも、令和3年度より令和4年度の方が、一人当たり保険料が安価となった。

◎内訳もいずれも県の増減と同じだが、法定外一般会計繰入金の按分により、増減幅が変化した。（※内訳比率は各自治体により異なる）

県算定－市算定 差額	令和3年度 (年額)	令和4年度 (年額)	令和4-令和3 (年額)
熊本市 一人当たり保険料	▲ 2,806 円	▲ 2,435 円	+371 円
医療分	▲ 1,913 円	▲ 1,657 円	+256 円
後期高齢者支援金等分	▲ 635 円	▲ 543 円	+92 円
介護納付金分	▲ 258 円	▲ 235 円	+23 円

◎市算定では、法定外の一般会計繰入金（令和4年度は3.5億円）が参入されるため、県算定より安くなる。

◎県算定に対し、減額幅が縮小しているのは、法定外一般会計繰入金を、0.7億円/年度減らしているため。



# ◆令和4年度の国民健康保険の動向

## 今後の懸念材料

- ◎令和2年度の受診控えの反動で、令和3年度の医療給付費が大幅に増加中。被保険者数が大きく減少したものの、医療給付費は直近の最高額となっている。（【表⑤】参照）
- ◎この傾向がいつまで続くかについては、予測が難しい。

- ◎令和4年10月から、法律・会計関連の士業が社会保険に移行する法改正がなされた（〔参考④〕参照）。被保険者の勤務先を全員分調査することは不可能なため、現時点で影響額は不明だが、対象の士業が幅広いため、大きな影響があると想定される。
- ◎いわゆる「現役」の方々は、一般的に高齢者より病院の受診回数が少ない傾向があるため、一人当たり医療給付費は増加傾向になると思われる。

これらの理由を  踏まえると・・・

- ◎本来であれば、これまで被保険者に大きなご負担をいただいていたことから、算定どおり、国民健康保険料率の改定（保険料の減額）を行うべきところ。
- ◎しかしながら、コロナ禍が継続している中、昨年度は27年ぶりの黒字決算であったものの、いまだに経営基盤が脆弱な国民健康保険会計では、減額について慎重にならざるを得ない。

【表⑤】医療給付費推移（高額介護合算療養費除く）（単位：千円・人）

受診月	3~9月	10~2月	計	被保険者数 (11月末時点)	一人当たり (3~9月) (単位:円)
H30	31,357,267	22,175,116	53,532,383	160,669	195,167
H31 (R1)	31,528,709	22,250,634	53,779,343	154,189	204,481
R2	29,992,754	21,890,283	51,883,037	151,247	198,303
<b>R3</b>	<b>31,676,497</b>			<b>147,155</b>	<b>215,259</b>
H30→R3	+1.02%			<b>▲8.41%</b>	<b>+10.29%</b>
H31→R3	+0.47%			<b>▲4.56%</b>	<b>+5.27%</b>
R2→R3	<b>+5.61%</b>			<b>▲2.71%</b>	<b>+8.55%</b>

※国民健康保険の年報等は、3月スタートで翌年2月までが1年度  
※表は受診月ベース。月報は3か月遅れで作成。（12月月報まで反映）

## 〔参考④〕厚生労働省リーフレット

**厚生労働省から法律改正のお知らせ** **法律・会計に係る業務を行う 士業のみなさまへ**

**令和4年10月から 5人以上の従業員を雇用している 士業の個人事業所は 社会保険への加入が必要**です。



- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。
- 強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があります。
- 新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

**適用の対象となる士業**  
 弁護士 沖縄弁護士 外国法事務弁護士 公認会計士 公証人 司法書士  
 土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士

**被保険者となる方**  
 ■適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

①正社員の方  
 ②パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。  
 ※外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。  
 ■個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。

# ◆他の政令指定都市、県内自治体の状況

〔参考⑤〕 県内全自治体の資産保有状況

## 他の政令指定都市・県内自治体の資産保有状況

【表⑥】 他の政令指定都市の資産状況

	政令指定都市	令和2年度決算	
		末時点基金及び繰越金(億円)	年度平均被保険者数(人)
1	横浜	133.33	683,854
2	福岡	72.60	314,090
3	大阪	70.05	614,684
4	堺	66.96	174,235
5	静岡	54.16	144,224
6	浜松	51.50	157,529
7	岡山	39.85	133,428
8	京都	35.65	297,583
9	北九州	34.08	196,580
10	新潟	32.33	156,156
11	川崎	31.98	258,268
12	仙台	31.69	194,383
13	神戸	30.71	314,411
14	相模原	26.62	153,235
15	千葉	21.23	189,157
16	札幌	18.85	364,848
17	さいたま	15.73	235,783
18	名古屋	12.74	449,230
19	広島	10.99	215,224
20	熊本	3.99	152,237

【表⑦】 県内各市の資産保有状況

	県内各市	令和2年度決算		
		末時点基金及び繰越金(億円)	年度平均被保険者数(人)	被保険者一人当たり(円)
1	水俣市	16.56	5,693	290,923
2	上天草市	15.74	7,115	221,199
3	天草市	19.23	21,605	89,008
4	人吉市	5.99	7,324	81,723
5	阿蘇市	4.31	6,404	67,238
6	合志市	5.93	11,536	51,398
7	山鹿市	6.36	13,230	48,110
8	荒尾市	3.90	11,843	32,959
9	玉名市	5.34	16,881	31,630
10	宇城市	4.62	14,966	30,848
11	菊池市	2.78	12,257	22,719
12	八代市	3.22	32,233	10,001
13	宇土市	0.69	8,367	8,306
14	熊本市	3.99	152,237	2,619

     は、被保険者数が近い、同規模の政令指定都市  
赤字 は、九州内の政令指定都市  
 本市の資産は基金化しておらず、全額繰越金

◎昨年度、累積収支が黒字化したものの、他都市と比較すると、資産がかなり少ない状況。

	自治体	令和2年度末時点基金・繰越金(億円)
1	天草市	19.23
2	水俣市	16.56
3	上天草市	15.74
4	津奈木町	9.00
5	芦北町	8.24
6	山鹿市	6.36
7	人吉市	5.99
8	合志市	5.93
9	あさぎり町	5.58
10	大津町	5.58
11	玉名市	5.34
12	益城町	5.13
13	宇城市	4.62
14	阿蘇市	4.31
15	山都町	4.22
16	熊本市	3.99
17	荒尾市	3.90
18	氷川町	3.72
19	錦町	3.36
20	八代市	3.22
21	南阿蘇村	3.16
22	菊池市	2.78
23	菊陽町	2.74
24	多良木町	2.65
25	御船町	2.34
26	相良村	2.07
27	西原村	1.97
28	長洲町	1.84
29	嘉島町	1.81
30	南関町	1.77
31	山江村	1.59
32	水上村	1.45
33	球磨村	1.40
34	湯前町	1.37
35	美里町	1.32
36	苓北町	1.22
37	玉東町	1.14
38	南小国町	1.11
39	甲佐町	0.92
40	五木村	0.84
41	宇土市	0.69
42	産山村	0.44
43	和水町	0.41
44	小国町	0.37
45	高森町	0.11

# ◆令和4年度 国民健康保険料率対案

## ◎対案

令和4年度保険料率について、現行（令和3年度保険料率）を据え置く。

◎本来であれば、算定どおり減額を行うべきところであるが、政令指定都市中最下位の資産状況、かつ県内各市中下位の被保険者一人当たりの資産状況などを鑑み、今後、すぐに増額改定をする必要がないよう、現行の保険料を据え置かせていただき、まずは経営基盤の安定化に努めていきたい。

## 保険料率（案）・モデル世帯ごとの保険料（年額）

【表⑧】 令和4年度 保険料率（案）

	対象者	令和4年度 被保険者数 (見込)	区分	令和3年度	令和4年度	令和4 -令和3 (差額)	【参考】 県算定 標準保険料率
医療分	全員	143,764人	所得割	8.34%	8.34%	0.00%	8.39%
			均等割	35,100円	35,100円	0円	28,941円
			平等割	25,600円	25,600円	0円	20,026円
後期高齢者 支援金分	全員	143,764人	所得割	2.27%	2.27%	0.00%	2.77%
			均等割	9,600円	9,600円	0円	9,485円
			平等割	7,000円	7,000円	0円	6,563円
介護 納付金分	40歳~64歳	46,055人	所得割	2.04%	2.04%	0.00%	2.98%
			均等割	15,400円	15,400円	0円	19,247円

【表⑨】 モデル世帯ごとの保険料

No.	世帯構成			世帯 所得	法定軽減	世帯 年額保険料	一人当たり 年額保険料
1	65歳以上夫婦	2人世帯		0円	7割該当	36,600円	18,300円
2	40歳~64歳夫婦、就学児2人	4人世帯		100万円	5割該当	205,855円	51,464円
3	40歳未満夫婦、未就学児1人	3人世帯		150万円	2割該当	239,617円	79,872円
4	40歳未満夫婦	2人世帯		200万円	-	299,187円	149,594円
5	40歳~64歳夫婦、子供2人	4人世帯		200万円	2割該当	405,015円	101,254円
6	40歳~64歳単身	1人世帯		200万円	-	303,955円	303,955円
7	40歳未満の夫婦、未就学児2人	4人世帯		260万円	-	407,547円	101,887円
8	40歳~64歳夫婦、就学児2人	4人世帯		260万円	-	529,355円	132,339円

◎令和4年度から、未就学児の均等割分が半額（半分は国県市が負担）となるため、未就学児がいる場合は、現行の保険料より負担が軽くなる。



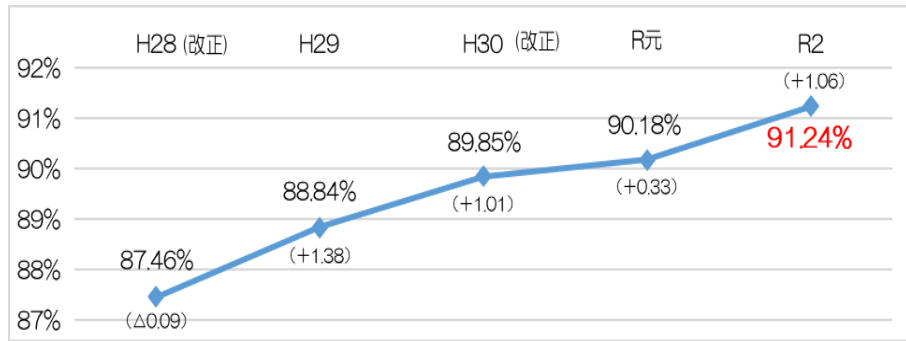
# ◆令和4年度に安定的な経営基盤を構築するための重点的取組

## (1) 収納率向上のための重点取組

◎これまで向上させてきた取組を継続するとともに、  
 (収納率向上により県からの交付金が増加する)  
 【拡充】 auPAYの導入などにより、納付チャンネルを増やし、  
 被保険者の保険料納付環境を向上させる

【拡充】 徴収業務に関わる職員に対し、連絡会議や研修を強化  
 することで、収納率向上の意識改革に努める

〔参考⑥〕 収納率推移

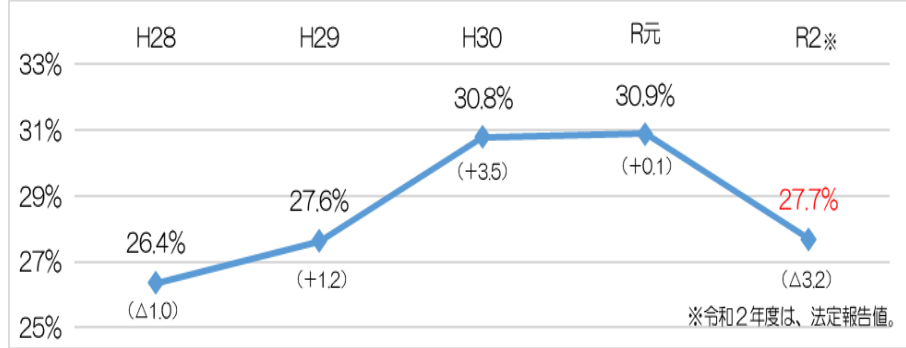


## (2) 特定健診・保健指導の受診率向上のための重点取組

◎コロナ禍で落ち込んだ受診率を向上させるために、  
 (受診率向上により県からの交付金が増加する)  
 【拡充】 全国の自治体のデータを基に構築されたAIを活用し、  
 特性に応じた受診勧奨を行い、受診率向上を図る

【拡充】 40・50歳代の未受診者への勧奨強化とともに、イン  
 センティブを付与し、新規受診者を増加させる

〔参考⑦〕 特定健診受診率推移



## (3) 医療費適正化のための重点取組

◎医療費を適正化することで、歳出の抑制に努める  
 【継続】 ジェネリック医薬品の利用率を高める

【拡充】 服薬に課題のある対象者に通知を発送し、服薬相談を  
 促し、健康被害の減少及び残薬の解消を図るために、  
 かかりつけ薬局との連携を強化していく。

〔参考⑧〕 ジェネリック医薬品利用率推移

